20260529付
生徒会担当

生徒会役員選挙2026　選挙ルール

第1章　総則

1.このルールの目的
　生徒会役員選挙2026　選挙ルール（以下「本ルール」という。）は、N高等学校、S高等学校、R高等学校（以降N高グループ）における生徒会役員選挙の選挙制度を確立するとともに、その選挙が立候補者および有権者である生徒自らの意思表示によって、公明かつ適正に行うことを確保することを目的とする。

2.このルールの適用範囲
　本ルールは、N高グループにおける生徒会役員選挙について適用する。

3.生徒会役員の定数及び役職
- 生徒会役員の定数はN高グループ合わせて24人とする。
- 生徒会役員の役職につき以下のとおり定める。
    - 会長・副会長・文化祭製作委員長：選挙によって生徒会役員が決定した後に、生徒会役員の合議によって決定する 。
        - 各委員会代表に選出された者は、文化祭製作委員代表になることはできない。
    - 地区代表（計19名）：立候補者は居住地区に応じて地区代表候補者となり 、各地区ごとに定められた得票数上位者が当選となる 。各地区の当選者は得票数順に決定するが、生徒会全体の活動体制や多様性を考慮し、基本の定数に加えて追加当選を行う場合がある
        - 北海道地区　2名
        - 東北地区　2名
        - 関東A地区　2名
        - 関東B地区　2名
        - 中部地区　3名
        - 近畿地区　3名
        - 中国・四国地区　2名
        - 九州・沖縄地区　3名
    - 委員会代表（計5名）：自身が所属する委員会にのみ立候補が可能である。各委員会候補者の中で得票数上位者1名が委員会代表となる。なお、選出にあたっては委員会活動の性質を考慮し、集計方法を調整・変更する場合がある 。
        - デジタル委員会代表：1名
        - メディア広報委員会代表：1名
        - イベント企画委員会代表：1名
        - 渉外委員会代表：1名
        - 地域国際委員会代表：1名

4.地区代表の地区分け詳細
北海道地区：北海道
東北地区：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東A地区：東京都、神奈川県
関東B地区：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県
中部地区：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
近畿地区：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州・沖縄地区：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第2章　選挙スケジュールと期間

1.各種日程

- 選挙期間：2026年5月29日(金)～2026年7月24日(木)
- 立候補期間：2026年5月29日(金)～2026年6月22日(月)
    - 立候補エントリー期間：2026年5月29日(金)～6月18日(木)17:00締切
    - 資料提出締め切り：2026年6月22日(月)10:00締切
- 告示：2026年6月29日(月)
- 投票期間（選挙運動期間）：2026年6月29日(月)～2026年7月23日(木)17:00
- 開票（結果発表）：2026年7月24日(金)
- 役員任期：2026年8月～2027年7月（※2027年8月以降も次期役員への引継ぎが完了するまでは活動は続きます。）

第3章　選挙権、被選挙権

1.選挙権
N高グループに在籍する生徒で、生徒会役員選挙の期日前投票期間および投票日に在学している者（休学、停学を除く）は選挙権を有する。

2.被選挙権
N高グループに在籍する生徒のうち、下記の条件を満たすものは被選挙権を有する。

- 生徒会役員の任期中にN高グループに在籍している生徒
- 2026年8月1日時点で1、2年生であること
- 立候補に必要な届出を適正に行える者
- 選挙運動および生徒会役員当選後、氏名（学園に通称名の利用を申請している場合はその氏名）および顔出しでの活動が行える者
- 選挙運動および生徒会役員当選後、メディアや学園の取材などに応じ、広報活動に協力できる者
    - 選挙運動および生徒会役員の活動において、参加同意書にサインできる者（立候補エントリー後、生徒会役員選挙　立候補における同意書を送付予定）参考資料：昨年度の同意書（一部変更になる可能性あり）

- 委員会の代表に立候補する場合は、立候補開始日時点で各委員会に所属していること

※過去の学園での生活状況を踏まえ、当選後の活動継続に懸念がある場合は、確認のご連絡を行う場合があります。また、生徒会活動への参加・継続が著しく困難であると判断された場合、立候補を取り消す場合があります。

3. 重複立候補の制限複数の選挙への参加
- 地区代表と委員会代表の両方に、立候補することはできない。
- 複数の委員会に所属する者については、一つの委員会に限り代表に立候補するものとする。複数の委員会の代表に立候補することは禁止とする。

第4章　立候補の手続

1.立候補の届け出

立候補については、別途定めるGoogleフォームにて行う。

2.届け出内容及び提出物

①立候補時に必要なもの
- 本名、立候補者名（＝Slackの表示名）
- 30文字以内の自己PR文

②追加提出が必要なもの
- 選挙ポスター用データ
- その他、提出フォームの要件にあわせる。

3.届け出に関する注意事項
- 立候補届け出の際、立候補名とSlackの表示名を同じにすること。提出後の変更は認められない。
- Slackの表示名は、選挙期間終了時（開票日）まで変更を禁止する。（アイコン画像は変更可能）
- その他、Googleフォーム内のルールに従い、必要事項を届け出てること。
- 2の ②に定める「追加提出が必要なもの」が未提出の場合は、選挙サイトおよび投票のためのGoogleフォームに氏名も含め全ての情報が掲載されない。

第5章　投票および開票

1.地区代表への投票ルール
- 投票方法：選挙は、投票によって行い、別途定めるGoogleフォームにて実施する
- 投票期間：選挙に関するメールに記載された期日とする。
- 投票数制限（一人三票）：地区代表への投票は、一人最大三票とする。
- 居住地区の制限：投票は自分の居住地区（当学園に届け出ている地区）の候補者に投じる。自分の居住地区以外の立候補者への投票は無効票とする。
- 学園に届けている居住地区と、実際の居住地区が異なる場合は、Slackにおいて#生徒会役員選挙2026_問い合わせで申し出るものとする。

2､委員会代表への投票ルール
- 投票方法：選挙は、投票によって行い、別途定めるGoogleフォームにて実施する
- 投票期間：選挙に関するメールに記載された期日とする 。

- 投票の任意性と資格：投票は任意とするが、N高グループに在籍する全員が投票権を有する。委員会に所属していない生徒も投票可能である 。全ての委員に投票することも、一部の委員のみ投票することも可能とする。
- 投票数制限（一委員会につき一票）：委員会代表への投票は、各委員会につき一人最大一票とする。

3. 開票および結果公表
- 開票方法：開票および集計は、生徒会担当職員によって行われる。
- 開票日：選挙に関するメールに記載された期日とする。
- 開票結果の公表：開票結果については、当選者のみを公表するものとする。

第6章　選挙運動と政治活動の違いおよび選挙運動・政治活動の媒体別ルール

1.【重要】選挙運動と政治活動の違い

以下の定義および違いを厳守すること 。なお、詳細は別添資料１記載のとおりとする。

	選挙運動	政治活動
定義	選挙で特定の候補者を当選させることを目的とした活動	自分や所属団体、支持する立候補者の考え・主張・政策を広め、支持を表明する活動
時期制限	選挙運動期間中のみ許可（立候補期間内は禁止）	通年で行うことが可能
制限事項	なし	選挙のための直接的な働きかけ（候補者名を挙げた投票依頼等）は不可

2.各チャンネルや媒体における活動の可否、および詳細ルール

別添資料2に記載のとおりとする。

3選挙運動・政治活動のの活動における投稿制限
- 上記2及び別添資料2に定めるSlack等の投稿回数制限は、特定の立候補者を宣伝・応援するすべての投稿の合計回数に適用される 。
- 例えば「1日1回」制限のチャンネルでは、候補者本人と応援者（応援団体含む）の投稿を合わせて、その候補者に関する投稿は1日あたり計1回までとする。

4.活動時間・その他活動が可能な時間：
- 午前8時から午後10時までとする 。
- 資料作成等の外部依頼：動画、名刺、ポスター等の作成・印刷を学内の知り合い等へ依頼する場合は「無償」の場合のみ可能とする 。学外の既存サービスを利用する場合は有償でも可とする。

5.団体の設立について

政治活動及び選挙運動にあたり特定の立候補者を支持する団体の組成をすることができる。ただし、その場合も、本ルールに従わなければならない。

第7章　選挙運動及び政治活動の期間

1. 政治活動及び選挙運動の可否
   - 第二章の1に定める投票期間中は、政治活動および選挙運動のいずれも行うことができる。
   - 投票開始前の期間である2026年5月29日(金)～6月29日(月)の告示までは、政治活動のみ可能とし、選挙運動を行ってはならない。

2. 選挙運動及び政治活動が可能な時間
   午前8時から午後10時までとする

第8章　選挙における禁止事項および違反時の対応

1. 立候補者の禁止事項

生徒会役員選挙に立候補する者に対し、下記について禁止する。
- 選挙運動を行う上で、本名および立候補者名（=Slackの表示名）以外の名前を使用すること
- 選挙期間中にSlackの表示名を変更すること（アイコン画像は変更可能）
- 当選後に氏名、顔出しで活動する意思がない状態で立候補すること
- 当選後に取材対応をする意思がない状態で立候補すること

2.選挙期間中の禁止事項

すべての生徒において、選挙期間中の下記の行為を禁止する。
- 本人の同意なく、他の立候補者の氏名や顔写真、アピール資料等を学内（Slack等）・学外（各種SNS等）を問わず、みだりに掲載・拡散する行為
- Slackポリシーに違反する形で投票を呼びかける行為
- 金品と引き換えに投票を呼びかける行為
- SNSでの有料広告
- 投票権の譲渡、売買
- 立候補者の政治活動/選挙運動を妨害する行為
- 投票者の投票活動を妨害する行為
- 立候補者の違反行為について、拡散する行為
- その他学園が不適切と判断するもの

3. 違反発生時の対応
   - 立候補者につき、上記1に定める違反行為が認められた場合は、違反を行った場合は、政治活動及び選挙運動の制限、立候補および当選取消の処分を実施する場合がある。
   - すべての生徒につき、投票期間中において上記2に定める違反行為が認められた場合、職員の指示のもと、生徒指導の対象とするほか、政治活動および選挙運動の3日間停止処分（行動制限）とする 。ただし、悪質な違反については、停止処分ではなく即時に政治活動及び選挙運動の停止処分とする場合がある 。
   - 投票期間後に連絡（報告）があったものについては、上記の活動停止等の対応は行わない。

4. 情報公開における配慮

- 違反の内容など、生徒の人権にかかわる内容については、いかなる場合でも他の生徒に情報を公開しない。

第9章　相談・報告窓口

1. 立候補者自身の相談

立候補者が、自身や自身の所属する団体の行った行為（またはこれから行おうとする行為）が違反行為に該当するか確認したい場合は、直ちにSlackの立候補者チャンネル（名称は仮）にて確認を行う 。

2. 他者の違反行為の報告

相談立候補者および非立候補者を問わず、違反行為（またはそれに類すると思われる行為）を発見した者は、直ちに「選挙関連情報提供フォーム」にて連絡（報告）する 。

3. リアル（キャンパス等）での活動に関する相談

キャンパスやスクーリング会場など、リアルな場所での選挙運動における日程調整、職員への確認、許可の取り方等については、後日案内を行う 。

第10章　補則

本ルールに記載のない事項については、当学園が教育的観点および公平性の観点から判断する 。

……..……..……..……..……..

別添

- 別添資料1：選挙運動と政治活動の違い
- 別添資料2：立候補期間と投票期間で実施可能な活動（項目ごと）

別添資料1：生徒会役員選挙**2026**における選挙運動と政治活動の違い

◆ 選挙運動（せんきょうんどう）

- 定義：選挙で特定の候補者を当選させることを目的とした活動。
- 特徴：
    - 選挙運動期間中にのみ許される
    - 立候補期間では禁止

◆ 政治活動（せいじかつどう）

- 定義：自分や、自分が所属/支持する団体、もしくは、自分が支持する立候補者の考えや主張を広めたり、それらの政策への支持を表明する活動。
- 特徴：
    - 通年で行える
    - 選挙のための直接的な働きかけ（候補者名を挙げて投票依頼を行う行為）は不可

◆ 違いのポイント（まとめ）

	選挙運動	政治活動
目的	候補者を当選させる	政策や主義主張の表明・啓発
時期の制限	選挙運動期間中のみ	通年可能

◆具体例：選挙運動か政治活動か

選挙運動/政治活動	投稿の内容	可能な時期
選挙運動	投票依頼や支持要請 例： ・「〇〇党、〇〇さんに投票/支持してください」 ・「私に投票してください」 ・「〇〇さんに清き一票をお願いします」 ・「〇〇選挙区では、△△をよろしくお願いします」 ・「〇〇候補を当選させましょう！」 ・「皆さんの力で〇〇を生徒会へ！」 ・「〇月〇日が投票日です。〇〇をぜひ！」 ・「投票日には〇〇さんへ！ハッシュタグ #〇〇で一票」 ・「この動画を見て、〇〇候補に投票しよう」 ・「期日前投票は〇〇日から！〇〇に一票を」	選挙運動期間のみ 2026/06/29(月)-7/23(木)

	＊日本語以外の表現での投稿含む ＊個人に配布（チラシ、名刺等）も含む	
	応援・支援の呼びかけ 例： ・「応援演説に来てください」 ・「応援お願いします」	選挙運動期間のみ 2026/06/29(月)-7/23(木)
政治活動	個人の単なる意思の表明 例： ・立候補者が、自己紹介や理念の投稿、公約を伝える ・「私は〇〇選挙に立候補する予定です」 ・「〇〇さんを応援しています」 ・「〇〇党の考え方に共感します」	いつでもOK
	団体活動の説明 ・「～～会を作りました」 ・「一緒に活動してくれませんか？」 ・「私は～～会に所属していて、そこから出馬予定です！」 ・団体のサイトに誰が所属しているかが分かる内容を記載 ・公約を伝える ・「団体より、〇〇さんが出馬予定です」	いつでもOK

別添2：立候補期間と投票期間で実施可能な活動について（項目ごと）

項目	基本ルール	投票開始前の期間： **5/29-6/29**告示まで ＊選挙運動は禁止	選挙運動期間： **6/29-7/23**
Slack_何でも宣伝CHへの投稿	1日1回の短文の投稿（400文字未満） ・文字数のカウントはこちらのサイト（外部）を基準とする	可能：政治活動 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動
Slack_ローカル（地域）CHへの投稿	選挙にかかわるスレッド内への1日1回の短文の投稿のみ（400文字未満） ・文字数のカウントはこちらのサイト（外部）を基準とする	可能：政治活動 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動
Slackの生徒会ワーク	・職員によって事前に承認を	可能：政治活動	可能：政治活動お

スペース内のCHへの投稿	受けているCHへの1日1回の投稿 ・#all-announce-staffで改めてルールを告知予定	不可：選挙運動	よび選挙運動
Slack_部活動・マイプロのCH ・音楽部、美術部、ダンス部、人狼部・クイズ研究会・囲碁部・将棋部・投資部・マイプロ・プログラミング部への投稿	・所属している部員やメンバーであれば投稿可能（選挙後もCHから抜けずに部の活動を行うこと） ・投稿前に、部活動の担当職員へ連絡し許可を得る ・投稿文冒頭に「ch運営者の許可を得て投稿しています」と一言添えた投稿をする ・メンションはNG ・投稿文は10行以下。それ以上になる場合と画像はスレッドに投稿する	可能：政治活動 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動
Slack_政治部への投稿	政治部雑談CHのみ、投稿可能 ・所属している部員・メンバーであれば投稿可能（選挙後もCHから抜けずに部の活動を行うこと） ・投稿前に、部活動の担当職員へ連絡し許可を得る。 ・投稿文冒頭に「ch運営者の許可を得て投稿しています」と一言添えた投稿をする ・メンションはNG ・投稿文は10行以下。それ以上になる場合と画像はスレッドに投稿する	不可：政治活動 不可：選挙運動	可能：選挙運動
Slack_eスポーツ部への投稿	-	不可	不可
Slack_起業部、その他起業部関連のチャンネルへの投稿	-	不可	不可
Slack_ 部活動_研究部への投稿	-	不可	不可
Slack_ 同好会のCHへの投稿	投稿前に同好会代表者の承認を取ることができれば投稿可能	可能：政治活動 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動
Slack_ times、個人のCHへの投稿	各チャンネルの運営者の承認が取ることができれば投稿可能	可能：政治活動 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動
DM/GDM（Mail、Slack等の各種SNS)	友人や知り合いへのDM/GDMは可能	可能：政治活動 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動

の連絡	（定義：選挙に関係のない内容のDM/GDMを過去にやり取りをしたことがあり、かつ、相手も自分のことを認知していると自信が持てる人） ※心配な相手に対しては、実施不可 ※一方的な連絡は週に1回まで ※投票の強要は不可 ※上記に該当しない人へのDM/GDMは不可		
自身のSlackおよび各種SNSのプロフィール、概要欄への記載	-	可能：政治活動 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動
SNSの投稿	-	可能：政治活動 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動
キャンパス訪問 （事前承認必要）	後日展開予定のルールに従うこと	不可（選挙期間以外の受け入れが難しいため）	可能：政治活動および選挙運動
自キャンパスでの活動	キャンパスの状況によるため、キャンパス長に要相談	可能：政治活動（キャンパス長の許可が取れた場合のみ） 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動（キャンパス長の許可が取れた場合のみ）
スクーリング会場訪問 （事前承認必要）	後日展開予定のルールに従うこと	不可（選挙期間以外の受け入れが難しいため）	可能：政治活動および選挙運動
文書の郵送	-	不可	不可
応援団体の設立	-	可能	可能
応援団体の活動	※他団体の妨害行為を行うことは禁止	可能：政治活動 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動
演説会の実施	-	可能：政治活動 不可：選挙運動	可能：政治活動および選挙運動
寄付・贈与	-	不可	不可
名刺、チラシの設置/配布	担当職員に設置/配布場所の承認を得ることができた場合のみ可能 ・キャンパスやスクーリング会場に送り、設置や配布を担当職員に依頼することは不可 ・自身で直接設置や配布を行う、もしくは、応援してくれる友人が行う場合のみ可能	可能：政治活動として設置 不可：政治活動として配布 選挙運動としての配布・設置 （配布は一律NG）	可能：政治活動および選挙運動

ポスターの貼り出し	担当職員に貼り出し場所の承認を得ることができた場合のみ可能 ・キャンパスやスクーリング会場に送り、貼り出しを担当職員に依頼することは不可 ・自身で直接貼り出しを行う、もしくは、応援してくれる友人が行う場合のみ可能	可能：政治活動として貼り出し 不可：選挙運動としての貼り出し	可能：政治活動および選挙運動
資料の作成や印刷の依頼（動画、名刺、ポスター）	学内の知り合い等への依頼は、無償の場合のみ可能 学外の既存のサービスを利用する場合は、有償も可	-	-